

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年2月17日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第3号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。）に従い、任命権者が定める。

第2条第3項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を「秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条」に改め、同条第4項を削る。

第3条の前の見出し中「割り振り」を「割振り」に改め、同条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び」を「育児短時間勤務職員

等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設定するものとし、」に、「これらの日に加えて」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改め、同条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員及び」を「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、」に改める。

第4条第1項中「割り振り」を「割振り」に改め、同条第2項中「割り振り」を「割振り」に、「（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、8日以上。以下この項において同じ。）の週休日」を「の週休日（育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、任期付短時間勤務職員にあつては8日以上の週休日）」に改め、同項ただし書を削る。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り、当該断続的な勤務を命ずることができる。

第7条第2項中「規定する」を「掲げる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

第8条第1項中「当該子」を「第1号若しくは第2号に規定する子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立につい

て家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。第16条第1項を除き、以下同じ。）」に改め、「するため」の次に「又は第3号に規定する者（次条第4項において「要介護者」という。）を介護するため」を加え、「割り振り」を「割振り」に、「第3項」を「次項」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 第16条第1項に規定する要介護者のある職員

第8条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条第3項中「1か月において」を「1月について」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「あるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営に支障がある」」に改める。

第12条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第13条第1項中「1年」を「1の年」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「なった」を「なる」に改め、同項第3号中「範囲」を「範囲内」に改める。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6か月の期間」を「指定期間」に改め、同条第3項中「介護休暇における」を「第17条の規定による介護休暇の承認を受けた職員のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の」に、「扱い」を「取扱い」に、「給与の適用を受ける地方公共団体の例による」を「派遣元の関係規定の定めるところによるものとし、秋田県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）の規定により採用された職員（以下「任期付職員」という。）の給与の取扱いについては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田県条例第3号。以下「秋田県勤務時間条例」という。）第15条第3項の規定を準用する」に改め、同条第4項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間

を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を越えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 次条の規定による介護時間の承認を受けた職員のうち、派遣職員の給与の取扱いについては、当該職員の派遣元の関係規定の定めるところによるものとし、任期付職員の給与の取扱いについては、秋田県勤務時間条例第15条の2第3項の規定を準用する。

第17条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第18条中「もの」の次に「の」を加える。

第19条中「再任用短時間勤務職員及び」を削る。

第2条 秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の施行の日（平成29年4月1日）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後

の条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。